

平成20年12月11日

各施設管理者 殿  
(入所施設)

川崎市障害保健福祉部障害計画課長

入所者の地域生活への移行状況及び新体系事業(就労系)移行実態調査  
の実施について(依頼)

日頃より、本市の障害福祉行政に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課から平成20年12月4日付け事務連絡がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、

① 「入所者の地域生活への移行状況について」

② 「新体系事業(就労系)移行実態調査」

以上2種類の調査に御協力いただきたくご連絡いたします。

各調査の調査票・作業要領・回答方法については「障害福祉情報サービスかながわ」に記載いたしますので、①②の調査について貴事業所・施設の状況をご確認いただき、次の要領によりご提出いただきますようお願いいたします。

1 調査票・作業要領・回答方法の入手方法について

「障害情報サービスかながわ」 URL : <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

「書式ライブラリ」→「川崎市からのお知らせ」からダウンロードしてください。

2 提出いただく資料及び提出先

① 「入所者の地域生活への移行状況について」 \* 入所施設が該当

提出資料 エクセルシート「入所者の地域生活への移行状況について」

提出先 電子メールにより次のアドレスに送信してください。

Mail : [35syokei@city.kawasaki.jp](mailto:35syokei@city.kawasaki.jp) (障害計画課)

② 「新体系事業(就労系)移行実態調査」 \* 入所施設と通所サービス事業所が該当

提出資料 エクセルシート「新体系事業(就労系)移行実態調査票」

提出先 電子メールにより次のアドレスに送信してください。

Mail : [35syokei@city.kawasaki.jp](mailto:35syokei@city.kawasaki.jp) (障害計画課)

3 提出期限

平成21年 1月 6日 (火)

障害計画課 担当 柿森・島野

電 話 044-200-2675

FAX 044-200-3932

事 務 連 絡  
平成20年12月4日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

入所者の地域生活への移行状況及び新体系事業（就労系）移行実態調査  
の実施について（依頼）

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申  
上げます。

さて、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害を持たれた方々が地域で  
安心して暮らせる社会を目指して制定された障害者自立支援法の施行から2年  
が経過し、平成20年度は3年後の見直しの年となっております。

このことから、今般、障害者自立支援法を運用していく上で、更なる支援の  
強化・充実を図る観点から、制度の見直しに係る基礎資料を整理するため、標  
記調査を実施します。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、別添の作業要領に  
基づき、管内調査対象施設・事業所へ調査票を配布の上、調査結果をとりまと  
め、平成21年1月13日（火）までに下記のメールアドレス宛に電子メール  
にてご提出いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
電話 03-5253-1111 FAX 03-3591-8914

- ・入所者の地域生活への移行状況について  
地域移行支援係 松山、丹羽（内線3044）  
メール niwa-takahito@mhlw.go.jp
- ・新体系事業（就労系）移行実態調査  
就労支援係 伊藤、巽（内線3045）  
メール tatsumi-noriaki@mhlw.go.jp

# 「入所者の地域生活への移行状況について」 「新体系事業（就労系）移行実態調査」

## 回答の方法 (川崎市障害計画課作成)

- この調査のお知らせは、事業所あてにファックスで送信しています。以下の調査対象事業所に該当する事業所は、事業所ごとに回答してください。
- 調査の対象事業所・回答方法

### 入所者の地域生活への移行状況について

- ・身体障害者療護施設
- ・身体障害者入所更生施設
- ・身体障害者入所授産施設
- ・知的障害者入所更生施設
- ・知的障害者入所授産施設
- ・精神障害者入所授産施設
- ・精神障害者生活訓練施設
- ・障害者支援施設

### 新体系事業(就労系)移行実態調査

- ・身体障害者入所、通所更生施設
- ・身体障害者入所、通所授産施設
- ・身体障害者小規模通所授産施設
- ・身体障害者福祉工場
- ・知的障害者入所、通所更生施設
- ・知的障害者入所、通所授産施設
- ・知的障害者小規模通所授産施設
- ・知的障害者福祉工場
- ・精神障害者小規模通所授産施設
- ・精神障害者福祉工場
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）

川崎市障害保健福祉部障害計画課施設サービス係  
へ調査用紙をメールに添付して提出

メールアドレス：35syokei@city.kawasaki.jp  
提出締め切り：平成21年1月6日（火）  
問合せ先：施設サービス担当 柿森・島野

### ● 回答に当たって注意事項

- ・ 同一法人内で、複数の該当事業所がある場合は、事業所ごとに回答してください。
- ・ 一つの事業所の中に主たる事業所と従たる事業所がある場合は、主たる事業所に集約し、1つの事業所として回答してください。

※例えば、同一法人で、1つの障害者支援施設、1つの就労継続支援B型、の事業所指定を受けている場合は、「入所者の地域生活への移行状況について」を1事業所分（障害者支援施設）の回答をし、「新体系事業（就労系）移行実態調査」を2事業所分（障害者支援施設の昼間実施サービスの生活介護、就労継続支援B型）の回答をします。

